熊本県公告第 304 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 15 年 10 月 21 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により松島町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ニコニコ堂松島店
　熊本県天草郡松島町合津 7915 － 21
2　市町村意見の概要
　特になし
3　意見書の縦覧場所及び縦覧期間
　熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局振興調整室
　平成 16 年 3 月 31 日から平成 16 年 4 月 30 日まで

熊本県公告第 305 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 15 年 10 月 28 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により西合志町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ニコニコ堂菊南店
　熊本県菊池郡西合志町須屋上の原 1936 － 1
2　市町村意見の概要
　特になし
3　意見書の縦覧場所及び縦覧期間
　熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局振興調整室
　平成 16 年 3 月 31 日から平成 16 年 4 月 30 日まで

熊本県公告第 306 号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成 15 年熊本県条例第 70 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり手数料の額を承認したので公告する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　電子証明書発行手数料
　条例第 2 条第 1 項に規定する電子証明書の発行手数料　1 件当たり 500 円
　ただし、以下の場合においては、発行手数料を無料とする。
（1）　市町村合併又は政令指定都市の設置等があった場合における再発行
（2）　住居表示変更による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 12 条失効があった場合における再発行
（3）　担当者（市町村窓口及び財団法人自治体衛星通信機構）の操作誤り等による失効があった場合における再発行
（4）　住民基本台帳の記載事項に誤りがあったまま発行した後、当該誤りを修正したことにより電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 12 条失効があった場合における再発行
（5）　越県合併の場合における再発行
（6）　電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なる場合における再発行
（7）　市町村職員が受付窓口端末を用いて県認証局と導通確認を行う場合において
　ア　当該職員が既に電子証明書の発行を受けている時の再発行
　イ　当該職員が電子証明書の発行を受けていない時の発行
（8）　何らかの理由により、誤発行が判明した場合における再発行
（9）　その他利用者の責に帰すことができない事由による失効の場合における再発行
（10）　県知事の秘密鍵の漏えい等があった場合における再発行
2　情報提供手数料
　条例第 3 条第 1 項に規定する情報提供手数料
（1）　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第 2 条第 2 号に規定する行政機関等のうち、同号のハに掲げるものが署名検証者の場合における情報提供手数料　無料
（2）　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 2 号に規定する行政機関等のうち、同号のハに掲げるもの以外の行政機関等が署名検証者の場合
　ア　OCSP レスポンダ照会方式による失効情報の提供に係る手数料　1 件当たり 10 円

イ　CRL 提供方式による失効情報の提供に係る手数料
（ア）毎日1回ずつ全都道府県の CRL を取得する方式による場合　年間 2,000,000 円
（イ）1年のうち決まった日数のみ全都道府県の CRL を取得する方式による場合
取得した日数当たり 10,000 円
（ウ）（ア）及び（イ）共に特定の都道府県の CRL のみを取得する場合　それぞれの単価に、当該都道府県の数を 47 で除して得た数を乗じて得た額
ただし、得られた額の端数処理については、次のとおりとする。
（ア）については、10,000 円未満を切り上げた額
（イ）については、1,000 円未満を切り上げた額
ウ　失効情報ファイルの提供に係る手数料　1日かつ1都道府県当たり 700 円
（３）行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第2号に規定する行政機関等に該当しない者が署名検証者の場合における情報提供手数料　（２）のア、イ及びウの手数料の2倍
3　適用開始日
平成 16 年 4 月 1 日

登載依頼

熊本県公安委員会告示第７号

上天草市が設置されたことに伴い、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 29 に規定する地域交通安全活動推進委員の活動区域を次のように変更したので、告示する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県公安委員会委員長　小　栗　宏　夫

1　変更年月日
平成 16 年 3 月 31 日
2　活動区域を変更する者の氏名、住所及び活動区域
（１）変更前

氏　名	住　所	活動区域
森　和敏	天草郡龍ヶ岳町大字大道 1193 番地	本渡警察署管轄区域
池田　忠一	宇土郡三角町大字大田尾 365 番地 2	大矢野警察署管轄区域
久保田武敬	天草郡松島町大字阿村 1508 番地	〃
松本　初雪	天草郡松島町大字教良木 5939 番地	〃
山口登壽喜	天草郡大矢野町大字上 2344 番地の 1	〃
山口　尚眞	天草郡姫戸町大字姫浦 2360 番地	〃
山下　智子	宇土郡三角町大字波多 274 番地 3	〃
渡邊　泰信	天草郡大矢野町大字維和 79 番地の 1	〃

（２）変更後

氏　名	住　所	活動区域
池田　忠一	宇土郡三角町大字大田尾 365 番地 2	上天草警察署管轄区域
久保田武敬	上天草市松島町阿村 1508 番地	〃
松本　初雪	上天草市松島町教良木 5939 番地	〃
森　和敏	上天草市龍ヶ岳町大道 1193 番地	〃
山口登壽喜	上天草市大矢野町上 2344 番地 1	〃
山口　尚眞	上天草市姫戸町姫浦 2360 番地	〃
山下　智子	宇土郡三角町大字波多 274 番地 3	〃
渡邊　泰信	上天草市大矢野町維和 79 番地 1	〃

公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

有明海自動車航送船組合
管理者　熊本県知事　潮谷　義子

有明海自動車航送船組合規則第二号

公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する規則（平成十四年有明海自動車航送船組合規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条並びに第九条第三号」を「第六条、第八条、第九条第三号並びに第十四条」に改める。

第四条を第六条とし、同条の前に次の一条を加える。

（退職派遣者の採用時における処遇等）

第五条　条例第十条第二号に規定する退職派遣者が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下この条において「法」という。）第十条第一項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び給料月額については、同項の規定による退職派遣に係る退職がなく、引き続いて職員であったものとみなして、当該退職時の職務の級、給料月額等を基準として部内の他の職員との権衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用して計算した場合に、その者が職員として採用された日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる給料月額に調整することができる。

２　前項の規定により職務の級又は給料月額が調整された場合における最初の昇給に係る昇給期間については、同項の規定を適用して退職派遣に係る退職がなく、引き続いて職員であったものとみなした場合においてその者が職員として採用された日の給料月額を受けることとなったとみなすことができる日から採用の日の前日までの期間を短縮することができる。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第三条　条例第三条第一号に規定する派遣職員（以下この条において「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び給料月額については、職員派遣（条例第二条第二項の規定による職員の派遣をいう。以下同じ。）の期間を引き続き職務に従事したものとみなして部内の他の職員との権衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用して計算した場合に、その職務に復帰した日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる給料月額に調整することができる。

２　前項の規定により職務の級又は給料月額が調整された場合における最初の昇給に係る昇給期間については、同項の規定を適用して職員派遣の期間を引き続き職務に従事したとみなした場合において復帰後の給料月額を受けることとなったとみなすことができる日から復帰の日の前日までの期間に相当する期間を短縮することができる。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条を第六条とし、同条の前に一条を加える改正規定（次項において「第五条の改正規定」という。）及び次項の規定は、平成十四年三月三十一日から、第三条を第四条とし、第二条の次に一条を加える改正規定は、同年四月一日から適用する。

（退職派遣者の採用等に関する規定の適用）

２　第五条の改正規定は、平成十四年三月三十一日以後に法第十条第一項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

有明海自動車航送船組合職員等の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

有明海自動車航送船組合
管理者　熊本県知事　潮谷　義子

有明海自動車航送船組合規則第三号

有明海自動車航送船組合職員等の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（有明海自動車航送船組合職員等の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第一条　有明海自動車航送船組合職員等の給料等の支給に関する規則（昭和三十三年有明海自動車航送船組合規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例（平成十四年有明海自動車航送船組合条例

第六号。以下「公益法人派遣条例」という。）第二条第二項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

第六条第二項中「休職」の下に「にされ、公益法人派遣条例第二条第二項の規定により派遣され、」を加える。

（有明海自動車航送船組合職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第二条　有明海自動車航送船組合職員の管理職手当に関する規則（昭和三十三年有明海自動車航送船組合条例第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」を「公務上の負傷若しくは疾病、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病、公益法人派遣職員（公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例（平成十四年有明海自動車航送船組合条例第六号。以下「公益法人派遣条例」という。）第二条第二号に規定する派遣職員をいう。）の派遣先団体（公益法人派遣条例第二条第三項第二号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病、労働災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項に規定する通勤による負傷若しくは疾病、退職派遣者（公益法人派遣条例第十条第二号に規定する退職派遣者をいう。）の特定法人（公益法人派遣条例第八条に規定する特定法人をいう。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は同法第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」に改める。

（有明海自動車航送船組合職員の休日休暇に関する規則の一部改正）

第三条　有明海自動車航送船組合職員の休日休暇に関する規則（昭和三十四年有明海自動車航送船組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「国又は他の地方公共団体の職員（以下「国等の職員」という。）」を「国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「国家公務員等」という。）」に改める。

第二条の二第三項中「国等の職員」を「国家公務員等」に改める。

（有明海自動車航送船組合職員の期末手当、勤勉手当に関する規則の一部改正）

第四条　有明海自動車航送船組合職員の期末手当、勤勉手当に関する規則（昭和三十九年有明海自動車航送船組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　無給派遣職員（公益法人派遣職員（公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例（平成十四年有明海自動車航送船組合条例第六号。以下「公益法人派遣条例」という。）第二条第二号に規定する派遣職員をいう。以下同じ。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

第七条に次の一号を加える。

四　公益法人派遣職員

第十一条第二項第五号中「公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病」を「公務上の傷病等（公務上の負傷若しくは疾病、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病、公益法人派遣職員の派遣先団体（公益法人派遣条例第二条第三項第二号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病、労働災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病、退職派遣者（公益法人派遣条例第十条第二号に規定する退職派遣者をいう。）の特定法人（公益法人派遣条例第八条に規定する特定法人をいう。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は同法第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病をいう。）」に改め、同項第六号中「公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病」を「公務上の傷病等」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の給料等の支給に関する規則の規定、第二条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の管理職手当に関する規則の規定、第三条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の休日休暇に関する規則の規定及び第四条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の期末手当、勤勉手当に関する規則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県人事委員会委員長　松　尾　隆　樹

熊本県人事委員会規則第 12 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 7 号）の一部を次の